最終更新日：2016年6月29日

株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表取締役社長　嘉納　修治
問合せ先：総務局　TEL: 03-3570-8000（大代表）
証券コード：4676
http://www.fujimediahd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

第1章．基本方針

1．認定放送持株会社と公益性

当社は、放送法に基づく認定放送持株会社です。
メディア産業を取り巻く環境変化にいち早く対応し当社及び当社の子会社(以下、当社グループ)の企業価値を向上させるには、子会社である株式会社フジテレビジョン(以下、フジテレビ)を核としつつ放送以外の周辺事業領域に対しても経営資源の最適な配分を行う必要があります。認定放送持株会社は、こうした対応に最も適した組織形態であると考えています。
当社グループは、わが国を代表するメディア・コングロマリットを目指しており、その実現のためには適切なグループガバナンスが不可欠であると認識しています。
一方、当社は、中核子会社フジテレビが国民共有の財産である電波を預かり放送事業を営んでいること、その社会的インフラとしての役割を果たすために、基幹メディアとしてライフライン機能を維持する緊急災害放送を行うなど、その使命について最大限考慮する必要があると考えています。このことは、結果としてグループ全体の企業価値の向上にも寄与するものと考えられます。
したがいまして、当社は、認定放送持株会社として放送の公共性を重んじ、もって社会的責任を全うする基本理念に基づき、上場企業として会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を追求するためにグループ全体のコーポレート・ガバナンスの体制について検討を続けます。

第2章．株主の皆さまとの関係

1．株主の権利の確保と権利行使に係る環境整備

（1）株主の権利の確保
当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が確保されるよう努めます。

（2）株主総会における権利行使に係る環境整備
当社は、株主総会において、株主の権利行使に係る適切な環境整備に努めます。

2．株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主と建設的な対話を行うよう努めます。

第3章．株主以外のステークホルダーの皆さまとの関係

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、従業員、視聴者、取引先、地域社会等のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の維持に努めます。

第4章．コーポレート・ガバナンスの体制

1．会社の機関設計に関する方針

当社は、会社法に規定する株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く監査役会設置会社です。取締役の業務執行機能と監督機能を分離させる形態よりも、業務執行者が同時に監督機能を持ち合わせるとともに、事業内容にも精通した社外取締役が業務執行の妥当性を監督し、さらに社外監査役を含む監査役会が業務執行を監査する現行の企業統治形態が、当社グループの企業価値の確保・向上のために最適であるとして採用しています。今後も会社の状況に応じて、最も適切な形態を採用します。
この他に、業務執行の機関として経営会議を設置しています。経営会議は、主に常勤の取締役によって構成され、経営の重要課題に関する協議や取締役会に付議される重要事項等について事前審議を行うとともに、各部門の業務執行の状況に関し情報の共有化を図っています。なお、経営会議には常勤監査役も出席しています。また、内部統制機能を高めるために適正業務推進室を設け、業務の適正化とともに各部門の課題等の迅速な解決に努めています。さらに、持株会社として、グループ社長会を定期的に実施することで、各社の状況把握及び十分な意思疎通を図っています。

2．指名・報酬の方針

会社の意思決定の透明性・公正性を確保するよう努めます。

3．取締役会の役割

（1）取締役会の責務
取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るよう努めます。

（2）経営戦略の確立と方向性
取締役会は、その責務において、建設的な議論を行い、具体的な経営戦略や経営計画、重要な業務執行の決定等の方向性を決定します。

（3）業務執行に対する環境の整備
取締役会は、業務執行に関する提案について十分な検討を行い、承認後は、迅速に業務執行されるよう努めます。

（4）取締役会の監督責任
取締役会は、役員の人事、的確な情報開示、利益相反の管理等について監督を行います。

4. 監査役及び監査役会の役割

（1）監査役及び監査役会の責務
監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において、適切な判断を行い、積極的に取締役会に対して意見を述べるよう努めます。

（2）外部会計監査人に対する責務
監査役会は、外部会計監査人が株主に対して責務を負っていることを認識し、取締役会と連携したうえで、適正な監査を確保するよう努めます。

5. 取締役会・監査役会の実効性確保

（1）取締役会・監査役会の実効性確保
取締役会及び監査役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するよう努めます。

（2）取締役会における審議の活性化
取締役会は、社外取締役による建設的な意見交換に努めるほか、審議時間を十分に確保する等、審議の活性化を図ります。

（3）取締役・監査役に対する情報提供の体制
当社は、取締役・監査役がその役割・責務を実効的に果たせるよう、必要に応じ、情報提供を行う体制を整えます。
取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報提供が確保されているかどうかを確認します。

（4）取締役・監査役に対するトレーニング
当社は、取締役・監査役がその役割・責務に係る理解を深められるようトレーニングを行います。

6. 独立社外取締役の選任と役割

（1）独立社外取締役の選任
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、独立社外取締役を複数名選任します。

（2）独立社外取締役の役割
当社は、独立社外取締役を選任するにあたり、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言を行うこと等を期待します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4　政策保有株式に関する方針及び政策保有株式に係る議決権の行使基準】
＜政策保有株式に関する方針＞
政策保有株式については、業務提携や協力関係の強化・維持などの観点から、当該企業の業績や配当、株価なども考慮して保有の合理性・必要性を十分に検証したうえで、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものを保有する方針としております。

＜政策保有株式に係る議決権の行使基準＞
議決権保有株式の議決権行使については、投資先企業の経営方針・経営戦略等を尊重したうえで、当該企業及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものかを総合的に検討し、議案ごとの賛否を適切に判断します。

【原則1－7　関連当事者間取引の確認に係る枠組み】
当社は、当社の役員や主要株主等との取引を行う場合には、権限を定めた規程に基づき取締役会において承認手続を実施しており、その際、会社法第369条第2項の規定する特別の利害関係を有する取締役の有無を事前に確認します。ある議案について特別の利害関係を有する取締役がいる場合は、当該取締役を除いて決議します。また、当該取引が利益相反取引に該当する場合には、取締役会における重要事実の開示等の会社法上要求される手続を履践します。
また、中核子会社フジテレビにおいては、上記の手続の他、フジテレビの取締役が代表権を有する会社との取引について年間取引限度額を設定し、取締役会で承認を得ます。当該取締役は、年に2回、5月と12月に開催される取締役会において、5月は年度通期に行った取引について、12月は上期に行った取引について報告を行います。
これらの手続により、役員や主要株主等との取引が会社及び株主共同の利益を害することのないようにいたしております。

【原則3－1(i)　会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画】
当社の「会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画」については、決算短信（「会社の経営の基本方針」「目標とする経営指標」「中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題」等）や決算説明会資料等において公表しております。（「決算短信」「決算説明会資料」は自社ホームページに掲載しております。）

決算短信　　http://www.fujimediahd.co.jp/ir/f_earning.html
決算説明会資料　http://www.fujimediahd.co.jp/ir/presentation.html

【原則3－1(ii)　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
　当社の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」は、自社ホームページに開示しており、本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」にも記載しておりますので、ご参照ください。

【原則3－1(iii)　経営陣幹部・取締役の報酬決定の方法と手続】
　当社は、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、各役員の職位、在任期間、会社の業績等を勘案して支給することとし、取締役会の決議により決定することとしています。また、賞与については、当期の業績等を勘案して支給することとし、毎年株主総会において賞与総額を決議しています。なお、役員退職慰労金制度は、現在は設けておりません。

【原則3－1(iv)　経営陣幹部・取締役・監査役の選任・指名決定の方針と手続】
　当社では、各人の人格及び識見等を十分考慮のうえ、当社役員としてその職務と責任を全うできる適任者を役員候補者として指名する方針としております。
　また、社外取締役以外の取締役については、当社の企業文化等に精通した人材の中から経験豊富で実行力のある人材で、メディア事業に関する高い専門性を有する者を、社外取締役については、豊富な経験・知見に裏付けされた適切な執行及び監督を期待できる者を、候補者として指名する方針としております。
　監査役については、メディア事業に限らず豊富な経験・知見等を有し、当社に最適な監査を実施できる者を候補者として指名する方針としております。
　上記方針に基づき、取締役会において候補者を決定いたします。

【原則3－1(v)　経営陣幹部・取締役・監査役の個々の選任・指名についての説明】
　当社の社外役員の選任理由は、本報告書の「2. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しておりますので、ご参照ください。社外役員以外の取締役の個々の選任理由については「株主総会招集ご通知」参考書類に記載のとおりです。また、常勤監査役については、各人がメディア事業に関する豊富な経験と高い専門性を有しており、当社として欠くことのできない人材と判断し、役員候補として選任しました。

【補充原則4－1－1　取締役会から経営陣への委任の範囲の概要】
　取締役会は、法令で定められた事項及び当社の経営の基本方針並びに重要な業務執行に関する事項を審議決定し、取締役の職務の執行を監督します。
　また、迅速かつ機動的な意思決定とスピード感ある企業経営の実現を目的として、上記事項以外の業務執行の決定を、原則として、COOである代表取締役社長に委任します。

【原則4－9　独立性判断基準】
　当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社グループ、主要株主、大口取引先または寄付先の関係者であるかどうか、弁護士・会計士等の専門的サービスの提供者ではないか等を勘案し、社外役員の独立性を判断しています。
　メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割のひとつであって、取り分け、独立役員にはこの点が重視されるものと考えております。

【補充原則4－11－1　取締役会の多様性及び規模に関する考え方】
　当社では、各人の人格及び識見等を十分考慮のうえ、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者で、メディア事業に関する高い専門性を有している者を取締役候補者として選定する方針としています。
　また、当社は取締役の定員を20名以内、取締役の任期を1年としております。取締役17名のうち6名が社外取締役であり、そのうち2名を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。社外取締役には、メディア事業に関する高い専門性に裏付けされた適切な監督機能を期待し、その期待に応え得る人材を選任しております。また、映画・ラジオ・新聞・テレビなど、メディア事業全般について幅広く多様性に富んだ社外取締役の豊富な経験・知識等に基づく助言や意思疎通を通じて、当社及び中核子会社フジテレビの経営に貢献する役割を担っていただいています。
　一方、社外取締役以外の11名の取締役については、当社の業務に関し十分な経験と専門的な知識を有し、当社の企業文化等に精通した人材の中から実行力のある人材を登用しています。
　上記のような現在の当社取締役会における知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模が、企業価値向上に最適な体制だと考えています。今後も会社の状況に応じて、最も適切な形態を採用します。

【補充原則4－11－2　取締役及び監査役の重要な兼職状況の記載】
　当社の取締役及び監査役の重要な兼職状況は、「株主総会招集ご通知」事業報告に記載のとおりです。

【補充原則4－11－3　取締役会の実効性に関する分析・評価の概要】
　当社は取締役会全体の実効性について、社外取締役に対して自由闊達で建設的な議論・意見交換がなされているか、リスク管理は適切か等のヒアリングを行い定量的な評価ではない意見を集約し、毎年分析・評価を行っています（平成27年度から実施）。平成27年11月に行った分析・評価の結果、当社「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に沿わない運用等、問題となる事項は認められませんでした。また、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードの各原則についても、取締役会として直ちに対応すべき事項は認められませんでした。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
　当社は、各役員に対して、認定放送持株会社としてメディア事業の公共性を重んじることを求め、また、各役員の役割・責務に係る理解を深めるため、会社法や当社の業務に関連する各種業法等に関する法務研修等、様々な研修を実施・検討しています。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
　株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。
(1)当社は、株主・投資家の皆さまとの前向きで建設的な対話を通じて、当社事業の持続的な発展と成長に向けたご意見やご要望等を、経営幹部が共有することを目指します。
(2)株主・投資家への対応は、経営企画担当役員及び総務担当役員が統括し、これを補佐する広報・IR担当部門と株主対応担当部門が、経営企画、総務、財経及びグループ各社と連携して進めてまいります。
(3)機関投資家・証券アナリスト向けの決算説明会を年間2回程度開催するほか、海外の主要機関投資家を対象にしたIR訪問等を行っています。また、IR関連の開示資料や決算説明会の主要部分の映像を速やかに自社ホームページに掲載するなど、積極的な情報発信に努めています。
(4)対話において把握したご意見等は分析を行い、担当役員を通じて経営幹部が共有することで、株主・投資家の視点を当社の経営にいかしてまいります。
(5)インサイダー情報の扱いについては社内規程を策定しており、厳重な管理によりインサイダー取引の未然防止の徹底を図ります。また、各四半期の決算発表前1か月間は、決算情報に関連する対話は控えさせていただきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東宝株式会社	18,572,100	7.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,293,700	5.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,777,400	3.71
株式会社文化放送	7,792,000	3.30
株式会社NTTドコモ	7,700,000	3.26
関西テレビ放送株式会社	6,146,100	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社電通口)	4,650,000	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,215,100	1.78
株式会社ヤクルト本社	3,969,000	1.68
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	3,264,700	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーから、平成27年10月20日付で大量保有報告書の提出があり、平成27年10月15日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けており、また、平成28年1月20日付で変更報告書の提出があり、平成28年1月15日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けていますが、当社として直前事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めていません。

	(平成27年10月15日現在)		(平成28年1月15日現在)	
氏名または名称	保有株券等の数	株券等保有割合	保有株券等の数	株券等保有割合
マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピー	12,445,400株	5.26%	14,850,600株	6.28%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	17 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松岡　功	他の会社の出身者								△			
三木　明博	他の会社の出身者								○			
石黒　大山	他の会社の出身者								○	○		
横田　雅文	他の会社の出身者								○	○		
寺崎　一雄	他の会社の出身者								○	○		
清原　武彦	他の会社の出身者								△	△		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松岡　功	○	昭和45年より平成21年まで東宝株式会社の取締役を務めるほか、複数の企業の取締役、社外取締役及び社外監査役を務めています。 フジテレビは、松岡功氏が過去に代表取締役等を務めていた（現在は名誉会長）東宝株式会社から映画の配給及び広告出稿等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の3%未満です。また、フジテレビは、東宝株式会社に対し映画の出資者配分等に係る支出があり、直前事業年度にお	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割のひとつであって、取り分け、独立役員にはこの点が重視されるものと考えています。 同氏は、映画・演劇事業上場会社元代表取締役として、メディア事業等に対しても豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任しました。また、同氏が過去に代表等を務めていた会社とフジテレビの取引関係が、当社の取締役会における監督行為に影響を及ぼすもの

		けるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の1%未満です。	ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。
三木　明博	○	平成13年より株式会社文化放送の取締役を務めるほか、複数の企業の取締役及びフジテレビの社外取締役を務めています。 フジテレビは、三木明博氏が代表取締役を務める株式会社文化放送からイベントのチケット販売委託等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の1%未満です。また、フジテレビは、株式会社文化放送に対しコンテンツ制作のための情報提供等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の1%未満です。	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割のひとつであって、取り分け、独立役員にはこの点が重視されるものと考えています。 同氏は、ラジオ事業会社代表取締役として、メディア事業等に対しても豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任しました。また、同氏が代表を務める会社とフジテレビの取引関係が、当社の取締役会における監督行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。
石黒　大山		昭和60年より東海テレビ放送株式会社の取締役を務めるほか、複数の企業の取締役及び社外取締役を務めています。 フジテレビは、石黒大山氏が代表取締役を務める東海テレビ放送株式会社から番組販売等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の1%未満です。また、フジテレビは、東海テレビ放送株式会社に対しネット番組放送等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の1%未満です。 当社の代表取締役会長日枝久は、同社の社外取締役に就任しています。また、同氏の前任者にあたる取締役も同社の出身者でした。	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割のひとつであるとともに、当社の子会社の事業等の発展に資する助言等による当社の経営への貢献も期待されています。 同氏は、フジテレビと番組を相互に供給等するネットワーク系列局の代表であり、フジテレビの放送事業を中心に、豊富な経験・知見等に基づく助言や意思疎通を通じて、当社の経営に貢献する役割も担っていただくことを期待しています。 なお、同氏については、左記の取引等が独立性に影響を与えるおそれはないものの、同氏が代表を務める会社がフジテレビを含むネットワーク局の一つであり、投資家等から一般株主と利益相反が生じるおそれがあると受け止められる可能性があるため、東京証券取引所に独立役員としての届出は行っていません。
横田　雅文		平成6年から平成12年まで及び平成20年より関西テレビ放送株式会社の取締役を務めるほか、フジテレビの社外取締役を務めています。 フジテレビは、横田雅文氏が代表取締役を務める関西テレビ放送株式会社から番組販売及び制作請負等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の2%未満です。また、フジテレビは、関西テレビ放送株式会社に対しネット番組放送等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の2%未満です。 当社の代表取締役会長日枝久及び代表取締役社長嘉納修治は、同社の社外取締役に就任しています。また、同氏の前任者にあたる取締役も同社の出身者でした。	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割のひとつであるとともに、当社の子会社の事業等の発展に資する助言等による当社の経営への貢献も期待されています。 同氏は、フジテレビと番組を相互に供給等するネットワーク系列局の代表であり、フジテレビの放送事業を中心に、豊富な経験・知見等に基づく助言や意思疎通を通じて、当社の経営に貢献する役割も担っていただくことを期待しています。 なお、同氏については、左記の取引等が独立性に影響を与えるおそれはないものの、同氏が代表を務める会社が、当社の関連会社であり、かつ、フジテレビを含むネットワーク局のひとつであり、投資家等から一般株主と利益相反が生じるおそれがあると受け止められる可能性があるため、東京証券取引所に独立役員としての届出は行っていません。
寺崎　一雄		平成9年より株式会社テレビ西日本の取締役を務めるほか、複数の企業の社外取締役を務めています。 フジテレビは、寺崎一雄氏が代表取締役を務める株式会社テレビ西日本から番組販売等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の1%未満です。また、フジテレビは、株式会社テレビ西日本に対しネット番組放送等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の1%未満です。 当社の代表取締役会長日枝久は、同社の社外取締役に就任しています。また、同氏の前任者にあたる取締役も同社の出身者でした。	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割のひとつであるとともに、当社の子会社の事業等の発展に資する助言等による当社の経営への貢献も期待されています。 同氏は、フジテレビと番組を相互に供給等するネットワーク系列局の代表であり、フジテレビの放送事業を中心に、豊富な経験・知見等に基づく助言や意思疎通を通じて、当社の経営に貢献する役割も担っていただくことを期待しています。 なお、同氏については、左記の取引等が独立性に影響を与えるおそれはないものの、同氏が代表を務める会社がフジテレビを含むネットワーク局のひとつであり、投資家等から一般株主と利益相反が生じるおそれがあると受け止

			められる可能性があるため、東京証券取引所に独立役員としての届出は行っていません。
清原　武彦		平成2年より株式会社産業経済新聞社の取締役を務めるほか、フジテレビの社外取締役を務めています。 フジテレビは、清原武彦氏が過去に代表取締役等を務めていた（現在は取締役相談役）株式会社産業経済新聞社からイベントのチケット販売委託等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の1％未満です。また、フジテレビは、株式会社産業経済新聞社に対しコンテンツ制作のための情報提供等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の1％未満です。 当社の代表取締役会長日枝久は、同社の社外取締役に、代表取締役社長嘉納修治は、社外監査役に就任しています。また、同氏の前任者にあたる取締役も同社の出身者でした。	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割のひとつであると考えています。 同氏は、新聞事業会社元代表取締役として、メディア事業等に対しても豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任しました。 なお、同氏については、左記の取引等が独立性に影響を与えるおそれはないものの、同氏が過去に代表等を務めていた会社が当社の関連会社であり、かつ、同氏の親族が当社の子会社の業務執行者であることから、投資家等から一般株主と利益相反が生じるおそれがあると受け止められる可能性があるため、東京証券取引所に独立役員としての届出は行っていません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人との間で監査計画に関する協議を行うとともに、会計監査人から定期的に監査結果に関する報告を受けています。監査役会と会計監査人は、必要に応じて問題点の共有を図るための意見交換を実施するとともに、相互に連携しながら監査を行っています。また、監査役は内部統制部門より、期末に評価結果に関して報告を受けるとともに、期中においても適宜協議を行う体制にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
茂木　友三郎	他の会社の出身者										△			
南　直哉	他の会社の出身者										△			
奥島　孝康	学者												△	

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茂木　友三郎	○	昭和54年よりキッコーマン株式会社の取締役を務めるほか、複数の企業の取締役、社外取締役及び社外監査役を務めています。 フジテレビは、茂木友三郎氏が過去に代表取締役等を務めていた（現在は取締役名誉会長　取締役会議長）キッコーマン株式会社から広告出稿等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の1%未満です。	一般事業会社における経験や法的知識をいかした経歴等に基づき、取締役の業務執行が善管注意義務等の法的義務に反して履行されていないかを監査することが、当社の社外監査役の機能・役割であると考えています。 同氏は、上場会社元代表取締役として、豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の監査体制にいかしていただくため社外監査役として選任しました。また、同氏が過去に代表等を務めていた会社とフジテレビの取引関係が、当社への監査行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。
南　直哉	○	平成元年から平成14年まで東京電力株式会社の取締役を務めたのち、複数の企業の社外取締役を務めるほか、フジテレビの社外監査役を務めています。 フジテレビは、南直哉氏が過去に代表取締役等を務めていた東京電力株式会社に対し電気料金等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の1%未満です。	一般事業会社における経験や法的知識をいかした経歴等に基づき、取締役の業務執行が善管注意義務等の法的義務に反して履行されていないかを監査することが、当社の社外監査役の機能・役割であると考えています。 同氏は、上場会社元代表取締役として、豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の監査体制にいかしていただくため社外監査役として選任しました。また、同氏が過去に代表等を務めていた会社とフジテレビの取引関係が、当社への監査行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。
奥島　孝康	○	昭和51年より早稲田大学教授、また、平成6年から平成14年まで同大学総長を務めたのち、さらに平成22年より同大学名誉顧問を務めるほか、上場企業の社外取締役、フジテレビの社外監査役を務めています。 フジテレビは、奥島孝康氏が過去に総長を務めていた大学に対し寄付を行っており、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの販管費の0.1%未満です。	一般事業会社における経験や法的知識をいかした経歴等に基づき、取締役の業務執行が善管注意義務等の法的義務に反して履行されていないかを監査することが、当社の社外監査役の機能・役割であると考えています。 同氏は、元大学総長、法学博士として、豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の監査体制にいかしていただくため社外監査役として選任しました。また、フジテレビは、同氏が過去に総長を務めていた大学に直前事業年度に寄付を行いましたが、当該寄付行為が、当社への監査行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

株価連動型報酬（自社株取得目的報酬）の導入
常勤の取締役について、報酬制度の一部として株価連動型報酬（自社株取得目的報酬）を導入しています。この仕組みは、各常勤取締役に対し、月次報酬の中から毎月一定額を役員持株会に拠出し自社株を取得すること（在任中は継続保有）を義務付けるものです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

当社が有価証券報告書において個別開示を行っている内容は次のとおりです。（百万円未満切捨て）
（1）日枝久（代表取締役会長）158（百万円）（当社より 基本報酬105、フジテレビより 基本報酬45、サンケイビルより 基本報酬7）
（2）豊田皓（取締役副会長）102（百万円）（当社より 基本報酬72、フジテレビより 基本報酬30）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、株主総会で承認された取締役の報酬総額及び監査役の報酬総額の範囲内において、各役員の職位、在任期間、会社の業績等を勘案して支給することとし、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役協議の上、決定することとしています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役への取締役会の開催や議題の通知は総務局が担当しており、社外監査役への監査役会の開催や議題の通知は監査役室が担当しています。
また、必要なときには随時、当社役員等が社外取締役、社外監査役を訪ねて、企業経営上の問題を相談し、助言等を受ける体制を整えているほか、社外取締役、社外監査役の求めに応じ、適切に情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役17名のうち6名が社外取締役、監査役5名のうち3名が社外監査役です。取締役会は、原則毎月1回の定例のほか、必要に応じて臨時に開催するものとされ、平成27年度は合計11回開催されました。同期間における6名の社外取締役及び3名の社外監査役の取締役会への出席状況は次のとおりでした。
松岡取締役11回、三木取締役10回、石黒取締役11回、横田取締役11回、寺崎取締役11回、清原取締役11回、茂木監査役9回、南監査役11回、奥島監査役8回。
また、各社外取締役及び社外監査役は、取締役会内外において各々の経験、知見に基づく助言・提言を適宜行っています。
加えて、当社では、その他の機関として経営会議が設置されており、平成27年度は合計11回開催されました。経営会議は、主に常勤の取締役によって構成され、経営の重要課題に関する協議や取締役会に付議される重要事項等について事前審議を行うとともに、各部門の業務執行の状況に関し情報の共有化を図っています。なお、経営会議には常勤監査役も出席しています。
監査役は、取締役の業務執行が善管注意義務等の法的義務に反して履行されていないかを監査するとともに、必要に応じて取締役及び使用人からの報告の聴取や子会社の調査等にあたっています。監査役会は、監査方針及び監査計画等を策定しており、平成27年度は合計7回開催されました。同期間における3名の社外監査役への監査役会への出席状況は次のとおりでした。
茂木監査役6回、南監査役7回、奥島監査役4回。
当社の社外取締役及び監査役の全ては、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としています。

なお、当社を担当する監査法人は新日本有限責任監査法人であり、公認会計士は次のとおりです。
鈴木真一郎
神山宗武
白取一仁

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書の「1. 基本的な考え方」の「第4章. コーポレート・ガバナンスの体制　1. 会社の機関設計に関する方針」に記載のとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、平成28年6月1日（水）に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、平成28年6月28日（火）に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	平成15年6月定時株主総会より導入しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年6月の定時株主総会よりICJ運営の議決権電子行使プラットフォームを導入しました。
招集通知（要約）の英文での提供	自社及び東証、ICJのホームページに掲載しました。
その他	招集通知は平成28年5月25日（水）に、自社及び東証、ICJのホームページに掲載しました。 決議通知は株主総会終了後速やかに、英文での提供とあわせて自社及び東証、ICJのホームページに掲載しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（第2四半期及び期末）、機関投資家向けの決算説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の主要機関投資家を訪問する等、対話を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家への情報提供の均等化のため、IR関連資料を自社ホームページ等に掲載しています。また決算説明会の主要部分の映像を自社ホームページ上で配信しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画局に広報・IR部を設置し、機関投資家・証券アナリストへの対応を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの核となるフジテレビは、国民共有の財産である電波を預かる者として社会的責任を認識し、放送法、電波法、一般社団法人日本民間放送連盟の放送基準をはじめとする法令等の遵守に加え、フジテレビ行動宣言やフジテレビジョン番組審議会規定に基づく番組審議会によって、放送番組の適正化を図っています。 これらは、認定放送持株会社である当社が、株主の視点に立ち、企業価値の維持・向上を目指すうえで重要なステークホルダーのひとりである視聴者の立場を尊重することにつながるものと考えています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、「つなげる笑顔　つながる心」というCSR共通スローガンのもと、各社がそれぞれの本業をいかした多様な社会貢献活動を実行しています。 大きな柱のひとつに、長期的な被災地復興支援活動があります。フジテレビを中心に行っている被災地支援活動『ずっとおうえんプロジェクト』では、エンターテインメント力をいかして、これまでに約160ヵ所、延べ1万6,880人（平成28年3月末現在）を対象に食育イベントや朗読会などを実施してきました。また、熊本地震発生後には「サザエさん」募金を行い、放送などを通じて寄付金を募ったほか、ニーズにあわせ物資を送るなど、各社の強みをいかした復興支援を実施しています。 またディノス・セシールによるカタログ販売を通じて寄付を行う取組み（コーズマーケティング）や、ニッポン放送が年に一度行っている目の不自由な方のために音の出る信号機を設置するための『ラジオチャリティミュージックソン』（これまでに41回実施）など、本業をいかした多様な形態で社会的責任を果たしています。 環境活動にも力を入れており、当社グループ各社有志でお台場の清掃活動を継続、地域の環境美化に貢献しています。

	これらすべての活動は、「CSRリポート」としてまとめ、自社ホームページで公開しています。 http://www.fujimediahd.co.jp/csr/
その他	当社グループには女性が活躍する企業風土が根付いており、多くの女性が活躍しています。 当社においては、特に、CSR推進室の管理職4名のうち2名が女性であり、女性ならではの柔軟な感性をいかして積極的なCSR活動を行っています。 女性社員の多くを占める一般職の女性に対しては一層のキャリアアップを目指して毎年研修を行っており、傘下にある中核子会社の見学を行うなどしてグループ各社についての知識・理解を深め、日々の業務の視野を広げることに役立てています。 また、女性の活躍にとって心身の健康は不可欠ですが、当社では法定以上の厚い健診を行うことにより、健康維持をしっかりサポートしています。 中でも、子宮頸がん検診は、すべての年齢層の女性を対象として、全額会社負担で行っており、婦人科系の疾病予防に大きく役立っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）が、わが国を代表するメディア・コングロマリットとなることを目指し、認定放送持株会社として中核となるメディア事業の公共的使命を果たすべく、適正なグループガバナンスを維持し、経営の意思決定の迅速性と事業執行の機動性を高め、あわせて法令・定款遵守とリスク管理の実効性を確保するために必要な体制の整備等を行います。

（1）組織体制
当社は、「グループのコンプライアンス及びリスクの管理等に関する規程」（以下「グループコンプライアンス等規程」という）等に基づき、当社グループの関連業務を統括・推進するとともに、当社グループの代表取締役社長を構成メンバーとするグループのコンプライアンス及びリスクの管理に関する委員会を組織化すること等により、グループ経営に重要な影響を与えるコンプライアンス上の問題及びリスクへの対応を図ります。

（2）教育・研修
当社は、適宜、社内及び子会社向けにコンプライアンス等関連の説明会の開催及び関連事項の伝達などを行うことによって、当社グループの取締役及び使用人へのコンプライアンス並びにリスク管理の重要性の周知と、その理解を促進する活動を行います。

（3）財務報告の信頼性
当社グループは、健全に行われている個々の業務に十分配慮しつつ、コンプライアンス及びリスクの管理の強化を図るための体制の整備に加えて、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築に努めます。

（4）内部監査
当社は、「内部監査規程」に基づき、当社グループにおける内部監査の実施状況及び内部管理体制の状況等の定期的なモニタリングを行います。これによって、当社グループの業務全般が法令、定款及び社内規程並びに経営方針に照らして、適正かつ有効に行われていることを確認します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、これに係る当社の管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、所定期間、閲覧可能な状態を維持することとします。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役は、当社グループの効率経営の確保に向けて、業務の合理化・迅速化等を継続検討します。当社は、当社グループ全体の経営計画を策定し、当社グループ各社から業績の報告を受ける等の方法により、経営計画の実施状況をモニタリングします。

4. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために、グループコンプライアンスとそのリスク管理及びグループの経営管理に関して、それぞれの専門部署を置き、体制構築を推進します。

（1）当社は、当社子会社の経営内容を的確に把握し、事業活動の健全な発展に資するため、定期的かつ継続的に子会社から報告を受ける等の方法により、企業集団内での情報共有の強化を図ります。

（2）当社は、当社子会社がその業容と会社規模に応じ、自律的にコンプライアンス及びリスクの管理が機能する体制の構築を推進するとともに、グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応については、当社が状況を的確に把握する体制を構築します。

（3）当社は、当社子会社において効率的な業務執行が行われるよう、「関係会社管理規程」等に基づく横断的な管理を推進します。

（4）当社は、グループコンプライアンスを推進する専門部署を置くとともに、「グループコンプライアンス等規程」を通じて、企業倫理の確立並びにグループコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を推進します。また、当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役、業務執行社員、職務執行者及び使用人（以下「当社グループの取締役及び使用人等」という）が活用可能な内部通報制度を整備し、より一層のグループコンプライアンスの実効性の確保を目指します。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社の監査役は、「監査役会規則」に基づいて監査役スタッフを任命します。監査役スタッフは、監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会の運営に関する事務及び監査役の職務を補助します。なお、これら業務については、職務分掌において、当社の総務部が担当することを定め、監査役スタッフは当社従業員として当社の就業規則に従いますが、原則として、その指揮命令権は各監査役に属し、取締役は監査役スタッフに対する指揮命令権を有しないものとします。また、監査役スタッフの人事考課、人事異動及び懲戒等については、監査役会の意見を徴するものとします。

6. 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役または監査役会に報告を行うための体制

当社グループの取締役及び使用人等が、当社の監査役または監査役会に報告を行うための体制について、以下のとおり整備・実施します。

（1）当社グループの取締役及び使用人等は、以下に定める事項について適宜報告を行います。
a.業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実（当社グループ各社に関するものを含む）を知った場合。
b.取締役及び使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款・社内規程に違反する事実（当社グループ各社に関するものを含む）を知った場合または社会通念に反する行為が発生する可能性がある、もしくは発生した場合で、当該事実または行為が重大である場合。

c.その他緊急・非常事態を知った場合。

（2）当社グループの取締役及び使用人等は、当社の監査役または監査役会に対し、当該当社グループ各社における以下に定める事項について定期的または必要に応じて報告を行います。
a.毎月の月次会計資料
b.内部監査報告書及び各部門からの主要な月次報告書
c.重要な訴訟事案
d.内部統制に関わる部門の活動概要
e.重要な会計方針・会計基準及びその変更
f.業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
g.営業の報告
h.監査役の活動概要
i.その他重要な事項等

（3）当社グループの取締役及び使用人等は、当社の監査役または監査役会からその職務の執行に関する報告を求められた場合、速やかに当該事項を報告します。

（4）当社グループの取締役及び使用人等が（1）（2）（3）に該当する報告を当社の監査役または監査役会に対して行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けることがないことを社内規程等に定めます。

（5）監査役の職務全般にかかる費用は当社が負担するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適正な社会秩序維持に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断することは社会的責務であり、また、会社資産の流出等の防止はもとより企業防衛に資するものと考えます。
当社は、前述のとおり法令・定款遵守の実効性を確保するため、グループコンプライアンス規程を設け、反社会的勢力との間における利益供与等の行為を一切行ってはならないことを規定する等、反社会的勢力からの不当な要求等に対し毅然とした姿勢で臨んでいます。
加えて、反社会的勢力に関する情報については、警察、弁護士等外部の専門機関と連携し収集に努めています。
当社は、今後も更なる規程や社内体制の整備に努める等、反社会的勢力との関係を遮断するための対応の強化を実行していきます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 基本的な方針

当社グループでは、高い公共性への使命感と放送倫理に対する社会的な責任を強く認識し、社会からの共感や信頼を得ることが重要と考えています。当社グループの重要な情報に関して、様々なステークホルダーに対する説明責任を果たすため、適時開示に係る社内体制を適切に整備・運用するとともに、公正かつ適時・適切な開示を推進しています。

2. 適時開示に係る社内体制について

当社では、重要事実を遺漏なく管理し、かつ、違法な内部者取引の発生を防止するため、社内規程「内部者取引の管理等に関する規則」を制定し、関係者にその周知徹底を図っています。当社の経営管理組織には、取締役会のほか、常勤の役員による経営会議があります。経営会議で審議・報告された事実や取締役会で決定された事実は、決算情報とともにすべて情報取扱責任者（財経担当役員）に集約される体制になっています。また、社内において発生した重要な発生事実は、所轄部署の責任者から直接にまたは総務局を経由して速やかに情報が集約され、社長をはじめ、関係役員、情報取扱責任者等に報告する体制になっています。

子会社の重要な決定事実、発生事実及び決算情報については、原則として、直接にまたは経営企画局を経由して速やかに情報が集約され、社長をはじめ、関係役員、情報取扱責任者等に報告する体制になっています。

このようにして情報取扱責任者に集約された情報は、情報取扱責任者のもと、開示担当部署である財経局を中心に、総務局、経営企画局（広報・IR部を含む）等の関係部署で検討し、適時開示規則により開示が求められる事項に該当するか否か、適時開示事項に該当しなくとも投資者の投資判断に影響を与える事項か否かの判断をしています。

なお、適時開示した情報は、自社ホームページに掲載するとともに、投資者、マスコミからの問合わせに対しては、広報・IR部等で適切に対応できる体制作りをしています。

コーポレートガバナンス体制に関する模式図

《内部統制》

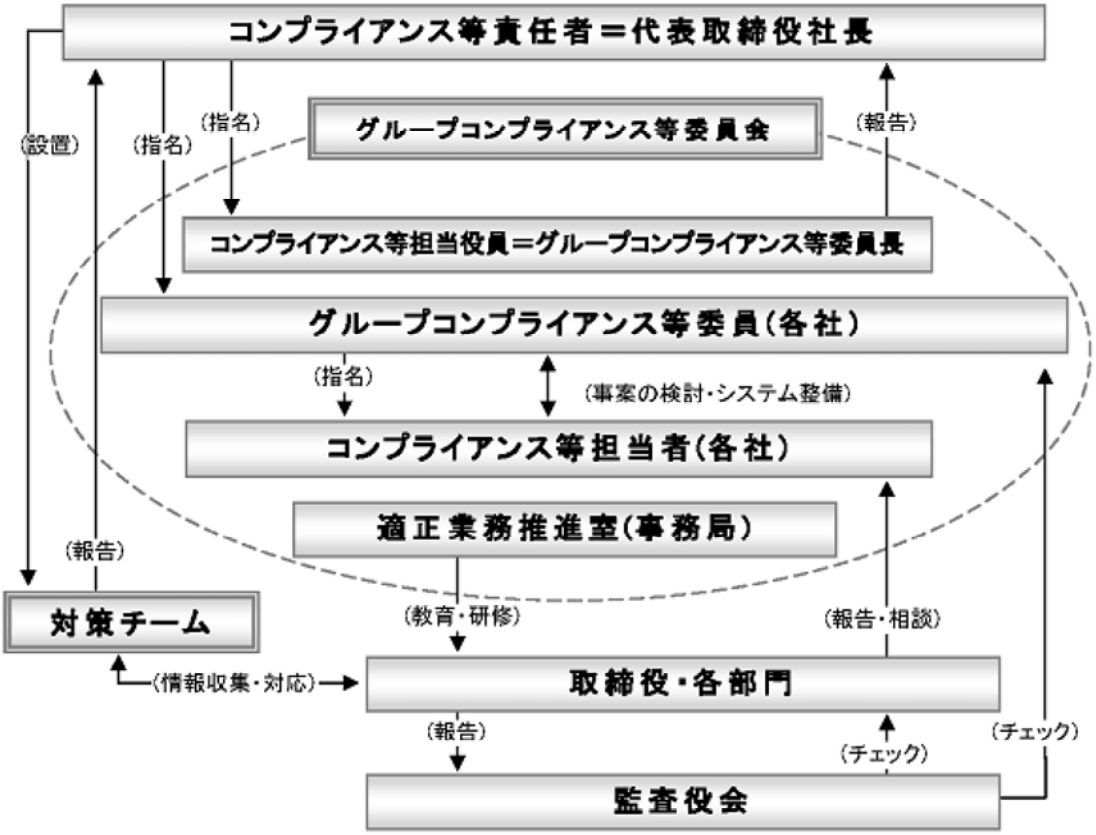

《機関》

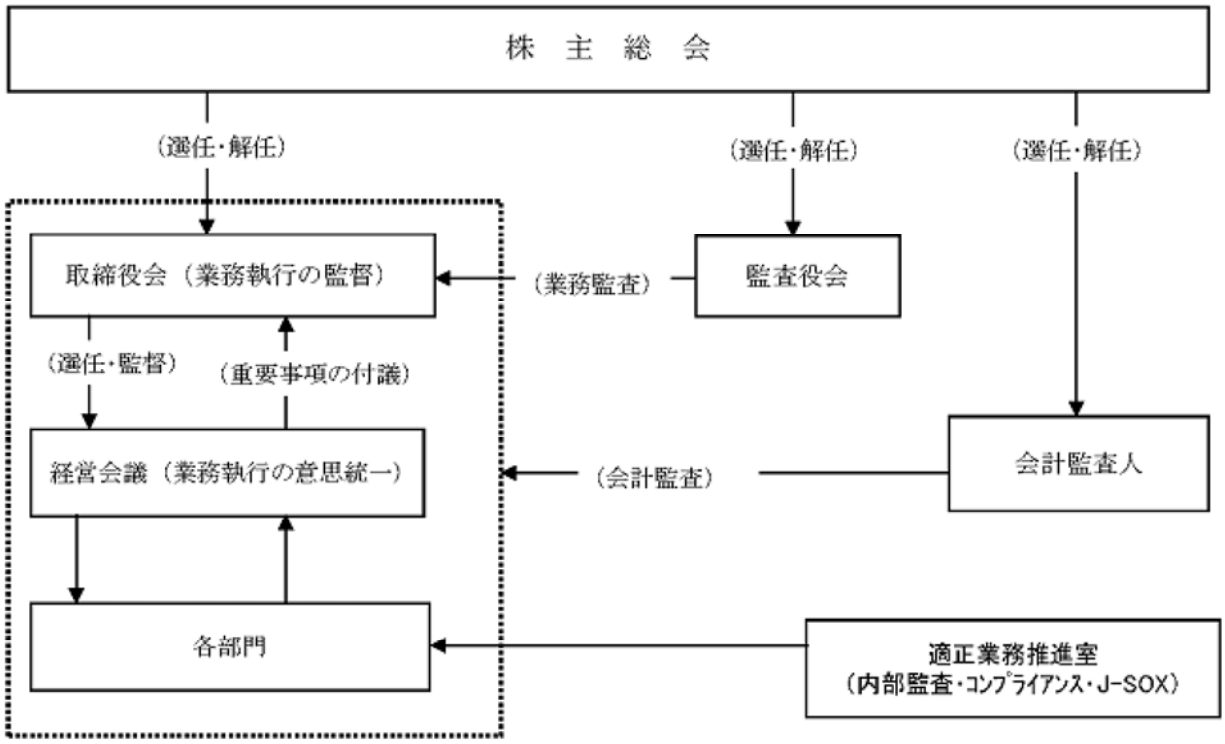
株　主　総　会
（選任・解任）
（選任・解任）
（選任・解任）
取締役会（業務執行の監督）
（業務監査）
監査役会
（選任・監督）
（重要事項の付議）
経営会議（業務執行の意思統一）
（会計監査）
会計監査人
各部門
適正業務推進室
（内部監査・ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・J-SOX）

＜適時開示体制の概要に関する模式図＞

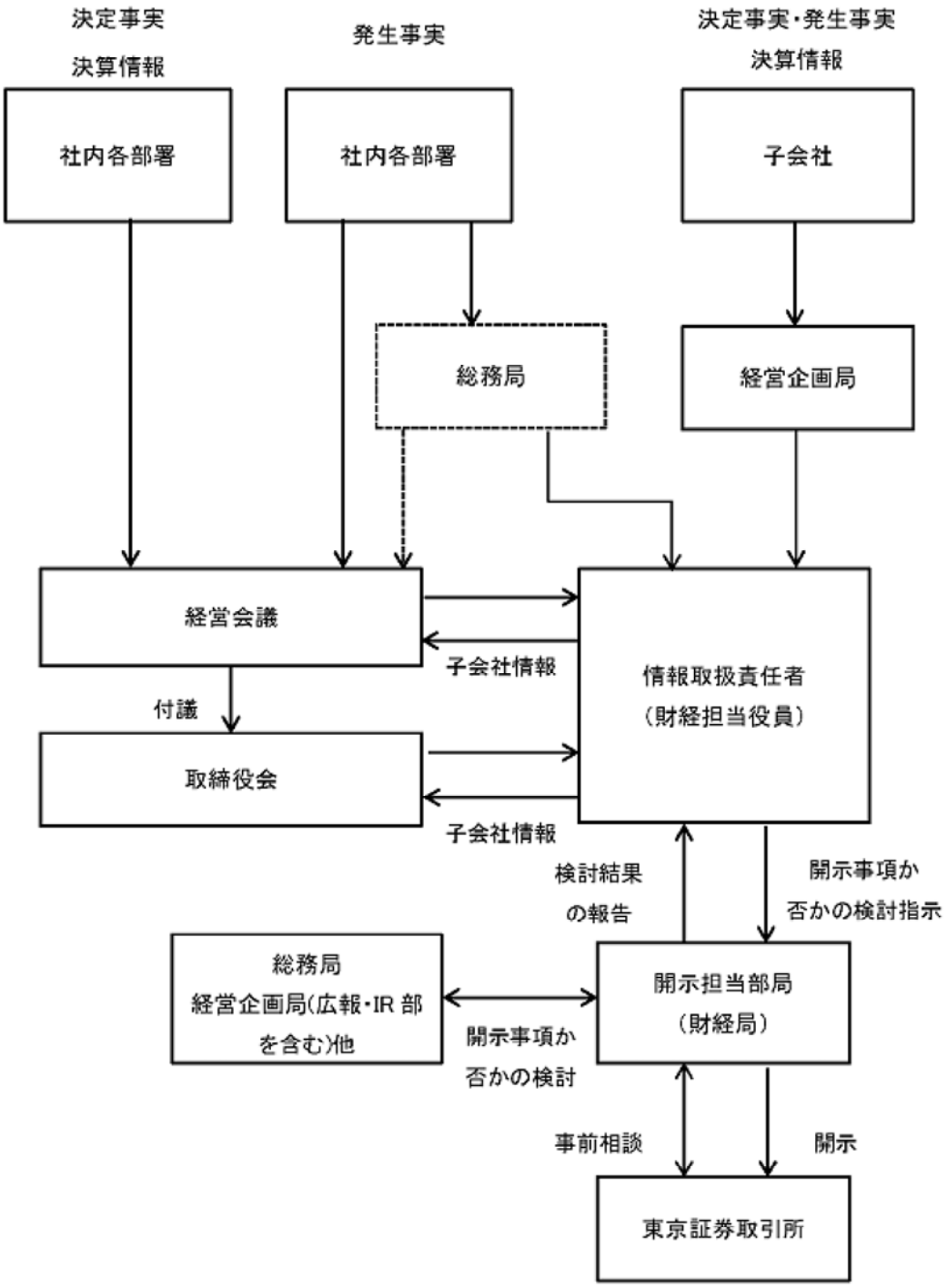

以 上